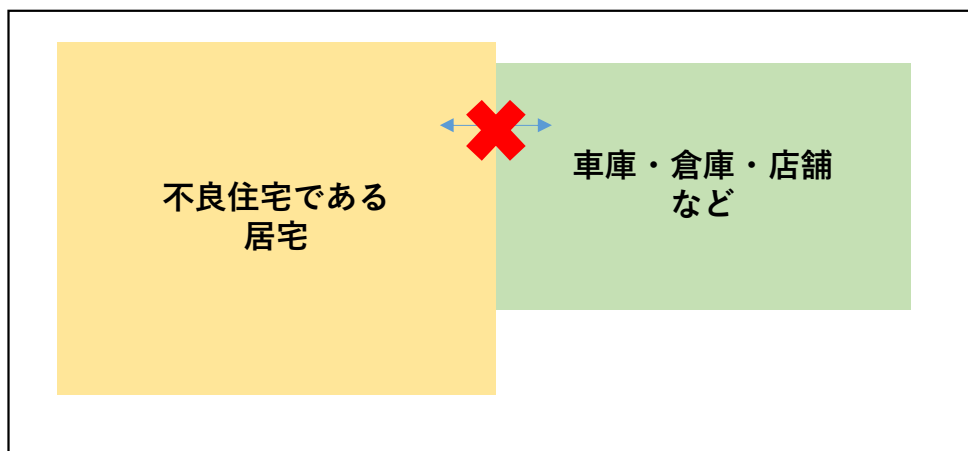


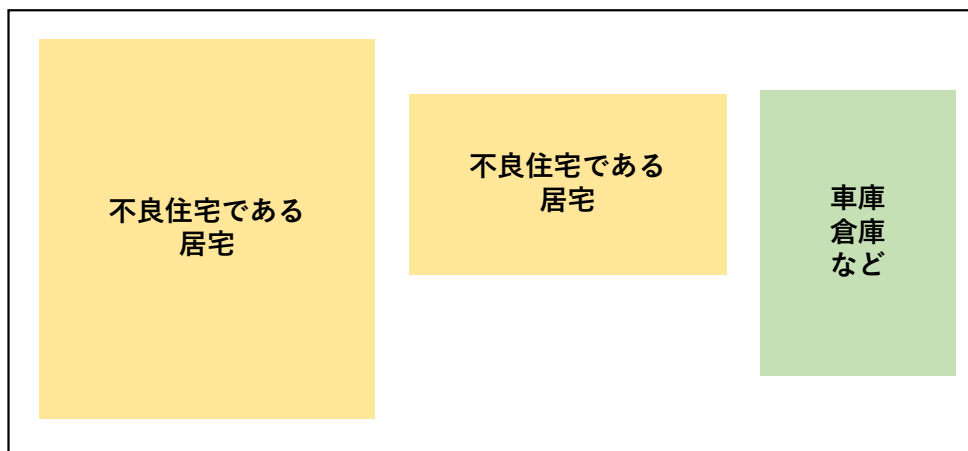
その他市長が不適当と認める工事



【国庫補助の考え方から必要になる条件】

建物が接合し屋外を介さず居宅と往来が不可能な場合、不良住宅である居宅部分以外は**補助対象外**とする。

※屋外を介さず居宅と往来が不可能な場合は、「一棟」と判断し補助対象として取り扱いをする。居宅と車庫・倉庫・店舗などと上下階に接した場合についても同様の取り扱いとする。



【第1条(目的)と第5条2項(2)(補助対象外)から必要となる条件】

敷地内に不良住宅である居宅が複数存在する場合、不良住宅である居宅をすべて除却しない場合は**補助対象外**とする。

※市民の安全・安心で良好な居住環境を確保することが事業の目的となっており、不良住宅である居宅が残れば事業の目的を達成できないため。

※補助対象の場合は、同一敷地内にあるときは別棟であっても1棟分の補助額を上限とする。